



貝塚市在宅緩和ケア支援 助成金のご案内

若年の末期がん患者のかたが、住み慣れた自宅などで療養できるよう、在宅緩和ケアにかかる介護サービス利用費用の一部を助成します。



対 象 : 本市に住民登録があり、本市において在宅緩和ケアを利用する
40 歳未満の末期がん患者
※介護保険第 2 号被保険者のうち、末期がんで要介護認定申請後、
認定調査前に亡くなられたかたのご家族も対象となります。

対象サービス : 訪問介護・訪問入浴介護・福祉用具貸与・福祉用具購入
(介護保険サービスと同様の内容)
※介護保険 2 号被保険者のかたは、暫定プランを作成した
場合の居宅介護支援に対する費用も対象となります。

助成額 : ご利用サービス費用額の 9 割。
ただし、1 か月あたりの対象となる利用上限額は 60,000 円
(市からの助成額は最高 54,000 円)
※生活保護受給者は 10 割、上限額 60,000 円

ご利用の流れはウラ面をご覧ください。

ご不明な点等は下記担当課までお問い合わせください。



お問い合わせ先(担当課)

〒597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号
貝塚市役所 高齢介護課

支援給付担当 TEL 072-433-7040 FAX 072-433-7404

助成金申請の流れ

1 利用申請

市役所の高齢介護課の窓口申請書類を提出してください。

申請書類 ①申請書
②医師の意見書

2 利用決定の通知

申請内容を審査した後、利用決定通知書が送付されます。

3 サービスの利用

介護サービス事業者との契約はご自身で行っていただきます。
サービス事業者については、担当までご相談ください。

4 サービス利用の支払い

サービス利用後、サービス事業所に利用料全額をお支払いください。

5 サービス利用の実績報告

窓口の実績報告に必要な書類を提出ください。

必要な書類 ③実績報告書
④サービス利用にかかる領収書
⑤利用サービスの内容のわかる書類
⑥その他市が必要を認める書類

6 助成額の決定

実績報告内容を審査した後、助成金確定通知書が送付されます。

7 助成金の申請

必要な書類 ⑦助成金交付請求書（5実績報告と同時に提出ください）

8 助成額の支払い

申請書に記載の口座に助成金を振込みます。



※申請内容の変更や利用の停止、住所など申請内容の変更があった場合や
利用する必要がなくなった場合などは
担当課までご連絡ください。